

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の改正概要

1 改正の理由

使用料及び手数料条例施行規則（昭和 31 年千葉県規則第 29 号。以下「規則」という。）は、使用料及び手数料条例（昭和 31 年千葉県条例第 6 号。以下「条例」という。）で規定する使用料及び手数料のうち千葉県収入証紙で納入すべきものを別表第二（第 4 条第 1 項）に列挙している。

条例で引用する法令が改正されたため、条例においてその規程削除及び名称変更を行ったことに伴い、以下のとおり必要な規定整備を行った。

- （1）規則別表第二から国家戦略特別区域限定保育士試験手数料等に関する規定を削除した。
- （2）規則別表第二において規定する容積率の特例許可申請手数料の名称を変更した。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（参考）上記 1（1）及び（2）の規定整備に関する条例の改正理由

- ・ 上記 1（1）関係
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）が改正され、これまで特区法の規定により、事業実施区域に限り認められていた国家戦略特別区域限定保育士について、一般制度化に伴い同法から規定が削除されたことから、国家戦略特別区域限定保育士試験手数料等に関する規定を削除したものの。
- ・ 上記 1（2）関係
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）により、マンション建替え時の容積率の特例制度に、新たに高さ制限の特例制度が追加されたことから、特例許可申請手数料の名称の変更を行ったもの。